

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	3-1
許認可等の種類	大麻取扱者の免許			
根拠法令条例等・条項	大麻取締法第5条			
許認可等の概要	大麻栽培者、大麻研究者の免許			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>・長野県大麻取扱者免許申請審査基準…以下の理由により、審査基準は非公開 審査基準の公開により脱法行為を助長するおそれがあるため。</p> <p>【参考】</p> <p>・大麻取締法第5条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の 免許を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。</p> <p>(1)麻薬、大麻又はあへんの中毒者 (2)禁錮以上の刑に処せられた者 (3)成年被後見人、被保佐人又は未成年者</p>			
基準の制定根拠	平成10年11月24日付医薬麻第1652号厚生省医薬安全局麻薬課長通知			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			